

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和３年１２月９日（令和３年（行情）諮問第５５０号）

答申日：令和４年７月２８日（令和４年度（行情）答申第１６２号）

事件名：「訓練資料３－０３－０４－０２－１７－１ らっぱ」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第１ 審査会の結論

「訓練資料３－０３－０４－０２－１７－１ らっぱ 中央音楽隊 平成１７年６月」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第２ 審査請求人の主張の要旨

#### １ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和３年８月１１日付け防官文第１３９９１号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### ２ 審査請求の理由

処分庁は、本件対象文書本文の５７ページないし６０ページのそれぞれの一部について、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。

当該情報はモデルの顔写真部分と推測できるが、顔の向きによっては不開示とされていない部分もあり、これによって特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。審査請求人が処分庁に開示請求を行い、過去に全部開示された陸自教範では、モデルの顔写真は不開示となっておらず、類似の情報が開示されていることから、当該情報は慣行として公にされている情報と解することができ、法５条１号ただし書イに該当する。また、当該情報の個人が隊員であるかは所属氏名等の情報が記載されていないため不明であるが、教範の作成に係る職務遂行上の情報であり、法５条１号ただし書ハに該当する。したがって、これらの情報は法５条１号の個人に関する情報には該当しない。

よって、原処分には理由がなく違法であるから、原処分を取消し、不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。

### 第３ 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は、「陸上自衛隊教範 訓練資料「らっぱ」」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和3年8月11日付け防官文第13991号により、法5条1号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

## 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「原処分において不開示とした部分はモデルの顔写真部分と推測できるが、顔の向きによっては不開示とされていない部分もあり、これによって特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない。審査請求人が処分庁に開示請求を行い、過去に全部開示された陸自教範では、モデルの顔写真は不開示となっておらず、類似の情報が開示されていることから、当該情報は慣行として公にされている情報と解することができ、法5条1号ただし書イに該当する。また、当該情報の個人が隊員であるかは所属氏名等の情報が記載されていないため不明であるが、教範の作成に係る職務遂行上の情報であり、法5条1号ただし書ハに該当する。したがって、これらの情報は法5条1号の個人に関する情報には該当しない。」として、原処分を取り消し、不開示とした部分の開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和3年12月9日 | 諮問の受理                          |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受                  |
| ③ 同月22日     | 審議                             |
| ④ 令和4年7月7日  | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同月21日     | 審議                             |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「訓練資料3-03-04-02-17-1 らっぱ

中央音楽隊 平成17年6月」であり、処分庁は、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

当審査会にて本件対象文書を見分したところ、不開示部分は、らっぱ手の動作のモデルとなっている各被写体の個人の写真の顔部分であり、当該各部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、上記各部分を含む自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書中の各被写体は、全て自衛官であり、自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分における被写体である自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者であり、公表されていない者である旨説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当しない。また、容貌自体が職務遂行に直接結び付く情報とは認められないので、同号ただし書ハにも該当しない。このほか、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

## 別表

| 不開示とした部分                | 不開示とした理由                                                                           |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 本文の５７ページないし６０ページのそれぞれ一部 | 個人に関する情報であり，これを公にすることにより，特定の個人を識別することができ，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法５条１号に該当するため不開示とした。 |